

2021年7月8日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子 様

東京都文京区本郷三丁目4番4号
株式会社 Aiver



「再申入書」および「お問合せ」について

令和3年3月18日付の「再申入書」及び令和3年6月7日付の「お問合せ」につきまして、弊社の不手際によりご回答を差し上げられておらず、また今回の回答についても大変遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

貴協会からの申し入れを受け、弊社顧問弁護士とも現在相談を行っており、改めて開示書面・契約書面等の改訂を行う予定であります。

以下、弊社の見解を申し上げます。

1. 「入会日」の意義について

当塾は自主的な学習を基礎として学力向上を目指すよう管理することを特徴としており、学習法や進路決定方法をはじめとする進学に対する全般的なアドバイス体制の提供が、特訓（教科講師による学習指導）と同等の重要性を持つ主要な役務となっております。この点が通常の学習塾と異なります。

したがって、入会日を役務提供開始日として整理しております。

2. 「入会金」と「維持費」について

「入会金」および「維持費の内、経過月（1ヶ月に満たない期間は1ヶ月に切り上げ）分に該当する費用」が中途解約時において控除できる合理的根拠につきましては、弊社顧問弁護士と現在検討を行っている最中でございます。結論ができましたら追ってご連絡させていただきます。今しばらくお日にちをいただきたく存じます。

3. 「関連商品」の精算について

こちらにつきましては、弊社顧問弁護士からも、関連商品の引き渡しの前後および返還の有無に応じて、控除精算に関して規定を改めるべき旨指導を受けましたので、現在改訂作業を進めています。

4. 契約書面の文字の大きさについて

こちらにつきましても、弊社顧問弁護士からも、契約内容の理解を促進させるために、相応の配慮をすべき旨指導を受けましたので、対応いたします。

5. 最後に

令和3年2月16日付で開示しました新契約書面等につきましては、令和3年2月19日付で貴協会よりいただきました「ご連絡」により、貴協会の検討の結果をいただいたうえでさらに改訂し、適すると判断いただいたものを印刷・製本して全加盟校に使用させる予定でございました。

しかし、令和3年3月18日付の「再申入書」に対するご対応につきまして、弊社内での不手際のため印刷および製本作業の開始に関しても止まってございました。

この度改めて、改訂を進め、最終的に適する新契約書面等を以て、全加盟校に使用させ、現行の版のものを使用を停止させるべく、進めてまいり所存です。

以上